

○国土交通省告示第二百七十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年三月一日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川那賀川水系那賀川及び加茂谷川改修工事（加茂堤防）並びにこれに伴う農業用道路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 徳島県阿南市加茂町不け、カハヤ、佃、宮ノ前、大西、中楠、城ノ前、宿居前、奥田、宗田及び惣道地内
- 2 使用の部分 徳島県阿南市加茂町不け、カハヤ、佃、宮ノ前、大西、中楠、城ノ前、奥田、宗田及び惣道地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川那賀川水系那賀川及び加茂谷川改修工事（加茂堤防）並びにこれに伴う農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、徳島県阿南市加茂町不け地内から大西地内までの一級河川那賀川水系那賀川（以下単に「那賀川」という。）右岸の延長1,079mの区間（以下「本川区間」という。）並びにカハヤ地内から惣道地内までの一級河川那賀川水系加茂谷川（以下単に「加茂谷川」という。）左岸の延長857mの区間及びカハヤ地内から宗田地内までの加茂谷川右岸の延長1,017mの区間（以下「支川区間」という。）における河川改修工事及びこれに伴う農業用道路付替工事である。

本件事業のうち、「一級河川那賀川水系那賀川及び加茂谷川改修工事（加茂堤防）」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第9条第1項及び同法施行令（昭和40年政令第14号）第2条第1項第7号の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

那賀川は、徳島県那賀郡に位置する剣山山系ジロウギュウを水源とし、徳島、高知両県の県境山地の東麓に沿って南下した後、東に流れ、坂州木頭川、赤松川等の支川を合わせ、阿南市上大野において那賀川平野に出て、派川那賀川を分派し紀伊水道に注ぐ、幹川流路延長125km、流域面積874km²の河川である。

那賀川は、その流域に阿南市、小松島市、那賀町、美波町及び勝浦町の2市3町を擁する治水上重要な河川であるが、上流部は年平均降水量が約3,000mmに達する多雨地域であることなどから、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。昭和25年9月のジェーン台風による洪水では、死者・行方不明者5人、全壊流失家屋129棟、半壊家屋537棟、床上浸水家屋1,564棟及び床下浸水家屋3,825棟の甚大な被害が発生したほか、平成26年8月の台風11号による洪水では、加茂地区において、床上浸水家屋152棟、床下浸水家屋37棟、浸水面積47.9haに及ぶ被害が発生している。

那賀川水系の治水対策は、那賀川水系河川整備基本方針（平成18年4月策定）に沿って平成19年6月に策定された那賀川水系河川整備計画（平成28年11月変更）に基づき、昭和25年9月のジェーン台風による洪水と同規模の洪水に対応し、基準地点である古庄における河道配分流量8,500m³/秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、整備計画に基づき、無堤であることから流下能力が低く水害の危険性が極めて高い本川区間及び本川区間の改修工事に伴い背水による影響を受ける支川区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため河川改修工事を行うことにより、本川区間については、流下能力の向上が図られ、支川区間については、背水による浸水被害が防止されることから、水害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平

成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成29年6月に、任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令に定められた基準を満足するとされており、さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が平成29年5月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ南方種等、準絶滅危惧として掲載されているシマヒレヨシノボリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種(以下単に「重要な種」という。)が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヒメウラジロ、コギシギシ、ハマウツボ及びイズハハコ、準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ、ツメレンゲ、カワヂシャ、ナカガワノギク及びシランその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについての、本件事業が及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、スナヤツメ南方種については、生息環境が改変されることから、専門家の指導助言を受け、護岸への魚巣ブロックの設置等により生息環境を創設することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、今後、徳島県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、無堤である本川区間及び本川区間の改修工事に伴い背水による影響を受ける支川区間に新たに堤防を整備する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法は、本川区間については、河道掘削案、築堤及び河床掘削案並びに申請案である築提案の3案が考えられるが、河道掘削案は、本川区間のみの実施では河道配分流量を確保することができず築堤が必要となること、築堤及び河床掘削案は、施工範囲が広範囲となり社会的影響が大きいことなどから、申請案が最も合理的であると認められる。支川区間については、現況河道案及び申請案である河道法線修正案の2案が考えられるが、両案を比較すると、移転対象物件

数は同数であるものの、申請案は、加茂谷川の現況河道の湾曲部を直線に是正することから取得必要面積が少ないとこと、現況河道を工事施工時の排水路として利用できることから出水期にも施工できるため、施工期間が短く早期に公益を発揮できること、事業費が低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、無堤であることから流下能力が低く水害の危険性が極めて高い本川区間及び本川区間の改修工事に伴い背水による影響を受ける支川区間にについて、流域住民の生命及び財産を保全するため、できる限り早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、阿南市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 德島県阿南市役所